

# 所得税における扶養控除の要件と事例検討

## 扶養控除の基本要件

- 扶養親族の4つの要件
  - 親族関係：配偶者以外の6親等内の血族または3親等内の姻族
  - 生計の一致：納税者と生計を一にしていること
  - 所得制限：年間の合計所得金額が48万円以下
    - 合計所得金額で判定する
    - 給与収入の場合、収入から給与所得控除を引いた金額が所得金額となる
  - 事業専従者でないこと
- 控除対象扶養親族の定義
  - 扶養親族に該当すること
  - 年齢要件を満たすこと（12月31日時点で16歳以上）
  - 非居住者の場合は異なる規定が適用される

## 生計を一にするの意義

- 所得税基本通達2-47の解釈
  - 必ずしも同居している必要はない
  - 別居の場合でも、生活費等の送金があれば扶養親族に該当する可能性がある
  - 同居の場合、明らかに独立して生活を営んでいる場合を除き、生計を一にしていると判断される
- 別居時の生計一致の判断基準
  - 親族間での常時の生活費、学資金、療養費等の送金が行われているか
  - 送金額の具体的な基準は明示されていない
  - 事実認定の問題として個別に判断される

## 事例検討：別居している子供の扶養控除

- 想定事例の概要
  - 子供の給与収入が年間100万円（合計所得金額48万円以下）
  - 事業専従者ではない
  - 生活費の一部を親が月2万円程度送金している
  - 子供の年齢は16歳以上
- 扶養親族該当性の検討
  - 親族関係：血族であるため要件満たす
  - 生計の一致：重要な判断ポイントとなる
  - 所得要件：48万円以下のため満たす
  - 事業専従者ではない：要件満たす
- 控除対象扶養親族該当性
  - 年齢要件：16歳以上のため満たす

## 事例のポイント

- 生計一致の判断における重要要素
  - 別居の場合の生活費等の送金の重要性
  - 具体的な送金額の基準が明示されていないことによる判断の難しさ
  - 親族の総収入と支出の状況、送金額の割合などの詳細な検討の必要性
- 税務署への確認の重要性
  - 具体的な状況を税務署や税理士に相談することの推奨
  - 後々のトラブル回避のための事前確認の重要性

## 扶養控除適用の判断

- リスク評価
  - 扶養親族に該当しないと一概に言えない
  - 否認されるリスクも存在する
- 推奨される対応
  - 個々の状況により判断が異なる可能性がある
  - 判断に迷う場合は税務署に相談することを推奨

## 生計一致の判断基準

- 過去の裁判事例からの考察
  - 平成23年4月18日判決：同一の生活共同体に属し、日常生活の資を共通にしていることが重要
  - 平成20年6月26日判決：居住費、食費、光熱費等の全部または主要部分を共通にしていることが必要
- 本事例における検討
  - 月2万円の送金が子供の生活費の主要部分を賄えているかが焦点
  - 子供の総収入に対する送金の割合（約20%）を考慮
  - 2万円の有無が生活可能性に影響するかを検討